

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	東西線高速車両空調装置点検整備業務委託
履行場所等	醍醐車庫
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
支払方法	<p>本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。</p> <p>() 支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。</p> <p>() 支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。</p> <p>(●) 支払方法は、[3か月] ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。</p> <p>() 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。</p> <p>() その他（自由記述）</p>

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、東西線高速車両の空調装置点検整備（以下「本業務」という。）に適用する。

(当事者)

第 2 条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。

(業務範囲及び内容)

第 3 条 本業務の範囲及び内容は、「第 2 章」及び「第 3 章」に定めるとおりとする。

(関係法規の適用)

第 4 条 受注者は、本業務に関して、原則として京都市交通局契約規程、京都市高速鉄道車両実施基準、労働安全衛生法等関係法規及び J I S 等関係規格を遵守すること。

(変更)

第 5 条 契約後においても、発注者が必要と認めたときは、協議のうえ、軽微な変更を行うことができる。その場合、受注者は契約金額内で応じるものとする。

(打合せ)

第 6 条 受注者は、本業務に当たり、発注者と十分な打合せを行うこと。また、打合せ事項について発注者の要請に応じて、別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得ること。

(書類の提出)

第 7 条 受注者は、発注者の指定する様式で指定する期日内に次の書類を提出すること。

- (1) 作業責任者及び作業届…………… 2 部
- (2) 緊急連絡体制表…………… 2 部
- (3) 業務用車両届（発注者の指示がある場合）…………… 2 部
- (4) 引渡書…………… 1 部
- (5) その他発注者の指示するもの…………… 指定部数

2 受注者は、提出書類の内容等に変更があるときは速やかにこれを提出すること。

(作業責任者等)

第8条 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、発注者に届け出ること。

なお、作業責任者が不在の場合は、作業者との間で緊急時の連絡等ができるようにすること。

- 2 作業責任者は、鉄道の設計、製造又は保守業務に通算5年以上の従事経験を有する者で、本業務に必要な鉄道車両の構造及び知識を持ち、作業監理、作業者への技術指導が行える者とする。
- 3 作業責任者は、本業務に関する一切の業務を掌握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、災害その他事故防止に努めること。
- 4 作業責任者は、次の作業を行うとともに責任を負う。
 - (1) 発注者よりの貸与施設及び設備機器の管理を行うこと。
 - (2) 作業場所周囲の安全確認を行うこと。
 - (3) 発注者からの指示事項に対する対応及び作業者の指導を行うこと。
- 5 受注者は、作業責任者に変更があるときは速やかにこれを届け出ること。
- 6 受注者の作業者が本業務を行うに十分な能力及び資質を有していないと発注者が判断する場合は、受注者は該当の作業者を本業務に配置することはできないものとする。
- 7 本業務作業時は、本業務と同様の作業経験を2年以上有する作業者を半数以上において作業を実施すること。

(作業場所)

第9条 本業務は、醍醐車庫で実施する。また、作業場所は、事前に発注者と打合せを行い、発注者の指示に従うこと。

(作業時間)

第10条 受注者の作業時間は、機器等の搬出入を含めて、発注者の就業時間内を原則とする。これによらない場合はあらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

- 2 受注者は、発注者と作業開始前に作業内容の打合せを行い、その後に作業を行うこと。作業時間は、原則として9時30分から17時までの間とするが、発注者の指示がある場合はこの限りでない。また、受注者がこれによらない場合は、あらかじめ発注者の了解を得るものとする。

(調達品)

第11条 本業務に要する器具、機械工具類、油脂類、ウエス、消耗品及び雑品類は、受注者が調達すること。

(業務上の注意)

第12条 受注者は、本業務の実施に当たり、細部に至るまで入念、丁寧に行うこと。

- 2 受注者は、本仕様書に明記されない事項であっても、本業務実施上、当然、必要と認められるものについては、受注者の責任において実施すること。
- 3 受注者は、本業務で生じた車両及び設備の汚損について、清掃及び復旧を行うものとする。特に、車内の汚損には十分に注意をして業務を行うこと。
- 4 本業務は、営業列車の運転と並行して行うため、受注者は常に醍醐検車区と連携を保ち、列車運行に支障をきたさないこと。また、定められた場所以外の立入りや他の車両へみだりに近寄らないこと。
- 5 受注者は、作業中といえども、発注者が業務上必要あるときは、速やかに作業を中断し、発注者の要請に応ずること。

(醍醐車庫設備の使用)

第13条 受注者は、発注者の承諾を得て、醍醐車庫の水道、電力、空気圧縮機、気吹集塵装置、高温高圧洗浄装置、高所作業車、モータートラック、RRトラック、検査線付帯設備等（以下「車庫設備」という。）を無償で使用できるものとし、使用については、次のとおりとする。ただし、発注者が不必要であると判断した余分な水道光熱費等は受注者が支払うこと。

- (1) 車庫設備の使用は、発注者が優先する。
- (2) 車庫設備の取扱いは、取扱者を定めて行うこととし、取扱上の注意事項を熟知しなければならない。また、法令等により有資格者が行うことを義務付けられている作業は、有資格者が行うものとし、そのリストを発注者に提出すること。また、作業に先立ち、使用する設備及び機器の準備を行うこととし、常に整理整頓を行い、ゴミ等の処分を行うこと。
なお、RRトラックの運転者は、交通局の取扱研修を受講したもので、なおかつ、クレペリン検査合格者に限る。また、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 車庫設備の故障及び異常を発見した時は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受注者は、本業務が完了したときは、使用した施設及び設備の整備、清掃等を行い使用前の状態に復すること。

なお、受注者の取扱不備に起因して、車庫設備に故障又は損傷等が発生した場合は、受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で速やかに現状に復すること。

(廃棄物の処理)

第14条 本業務において発生した廃棄物処理については、全て受注者の責任において行うこと。なお、廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、京都市の「廃棄物の適正処理のガイドブック」に基づき処分を行うこと。

(完了検査)

第 15 条 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者又は発注者の指定する者の立会いの下に完了検査を行い、これに合格すること。

なお、発注者が認めたものに限り、発注者が指定する書式の検査成績書を提出することにより合格を与えることがある。

- 2 完了検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 3 受注者は、完了検査終了後、直ちに検査成績書を提出すること。
- 4 受注者は、完了検査等において不具合を指摘された場合は、再度業務をやり直すものとする。また、完了検査後であっても作業の不備が認められた場合、受注者は再度業務をやり直すものとし、それに要する費用は受注者の負担とする。

(保証)

第 16 条 受注者は、本業務実施中に、発注者の車両あるいは設備に故障及び損傷を発生させた場合は、受注者の責任において、発注者の指示により無償で補修を行うこと。

- 2 受注者は、本業務の不備に起因する職員及び乗客への人的及び物的被害についても、受注者の責任において対応及び補償を行うこと。

(事 故)

第 17 条 本業務中に発生した事故等については、受注者の責任により解決すること。

(特 記)

第 18 条 本業務は、列車故障等の理由により、日程を急きょ変更し、延期、中止することがある。その場合は、日程の再調整を行うものとする。

- 2 作業者の出勤は、基本的に公共交通機関を使用することとし、自家用車の発注者の敷地内への乗入れ及び駐車は禁止する。
- 3 業務で使用する事業用車両の常時の乗入れする場合は、事前に車種車番を記載した「業務用車両届」を提出するものとする。
- 4 定められた場所以外での喫煙は厳禁とする。

第2章 冷房装置点検整備細部仕様

(業務範囲及び内容)

第19条 業務範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備数量

整備数量は、17編成(102両)とする。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 整備日程

整備は1日で行うこととし、日程は発注者の指示に従うこと。ただし、車両故障等により日程を変更する場合がある。

(3) 整備内容

整備内容は付表1のとおりとする。整備した結果については、発注者が別に指示する検査成績書に記載すること。

(4) 整備対象

主な整備対象は、付図(1~5)に示す冷房装置とする。ただし、点検の結果、これ以外に整備が必要な場合は別途協議するものとする。

(5) 整備完了後の表示

整備完了したものはクーラー本体の適切な箇所へ整備完了「年・月」の表示を行うこと。

(6) 整備手順

整備手順は、発注者が別に指示する手順を基本とする。

(7) その他

RRトラックによる車両の移動、連結、解放及び気吹集塵装置の操作及び本業務により発生した塵埃の処理を行うこと。また、整備作業に先立ち、RRトラックを始めとする作業用車両、貸与設備・機器の準備を行い、作業後はこれらの充電・補水、点検手入れ及び後片付けを行うこと。

(作業計画及び作業報告)

第20条 受注者は、点検整備を実施する月ごとに、発注者と打合せを行った上でその前月20日を期限として業務工程表を発注者に3部提出し、実施前に発注者の承諾を得ること。

2 受注者は毎日の業務完了時に、発注者が別に指示する様式の作業報告書を1部作成し、発注者に提出すること。

3 受注者は業務完了後速やかに発注者が別に指示する様式の検査成績書を2部提出すること。

4 受注者は、原則として年度最初に実施する1編成分について、作業風景写真を含む施工記録を作成することとし、該当業務の実施後速やかにこれを発注者に2部提出す

ること。

(検査)

第21条 受注者は、本業務の完了に先立ち、次の試験、検査を行うこと。

(1) 外観検査 (各部の点検及び清掃状況の確認)

ア 枠組み及びカバー

イ 室外熱交換器、室内熱交換器、室外送風機、室内送風機

ウ 室内用ロールフィルタ

エ 空調主回路箱及び空調制御箱

(2) 絶縁抵抗測定

制御回路及び主回路の絶縁抵抗測定

(3) 動作確認試験

ア モニタ装置による冷房動作の確認 (冷房試験モード)

イ 空調制御箱の表示確認 (記録の読出及び消去)

ウ 強冷状態での送風機及びコンプレッサの動作の確認、吹出及び異音の有無

エ ロールフィルタの巻取り状態、タイマの動作及び設定状態確認

オ 空調制御箱の冷房設定温度及び暖房設定温度の確認

(4) 電流測定

強冷状態での各ユニットクーラーの運転電流測定

(5) 汚損検査

車内及び車外の作業による汚れ及び損傷の確認

(保証期間)

第22条 本業務の保証期間は、検査合格後1年とし、この期間に生じた不具合は受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りでない。

(特記)

第23条 側カバー取付ボルトの締付けは、トルク管理を十分に行い、締付トルクの管理値は、7.85(N・m)とする。

2 機器に錆等がある場合は、除去し、防錆処置を行うこと。

3 機器に圧着端子交換、コネクタ交換等軽微な作業が必要な場合、発注者の要請に応じて行うこと。

4 作業中は乗務員室の整風板の羽根を閉じておくこと。

5 室外カバーは側カバー以外、踏まないこと。

6 RRトラックの連結、解放は、車両に作業者がいない事を確認して行うこと。また、連結した状態で車両の電源を入れる場合は、RRトラックの電源を切り、連結ケ

ケーブルを取外すこと。

7 車両移動を行うときは進行方向の安全を確認し、パトライト、警告音等で注意喚起すること。また、停止標識で一旦停止し、作業の安全を確認すること。

なお、進路を設定する必要がある時は、発注者に依頼すること。

8 架線電源及び車両電源の「入」「切」は、発注者に依頼すること。

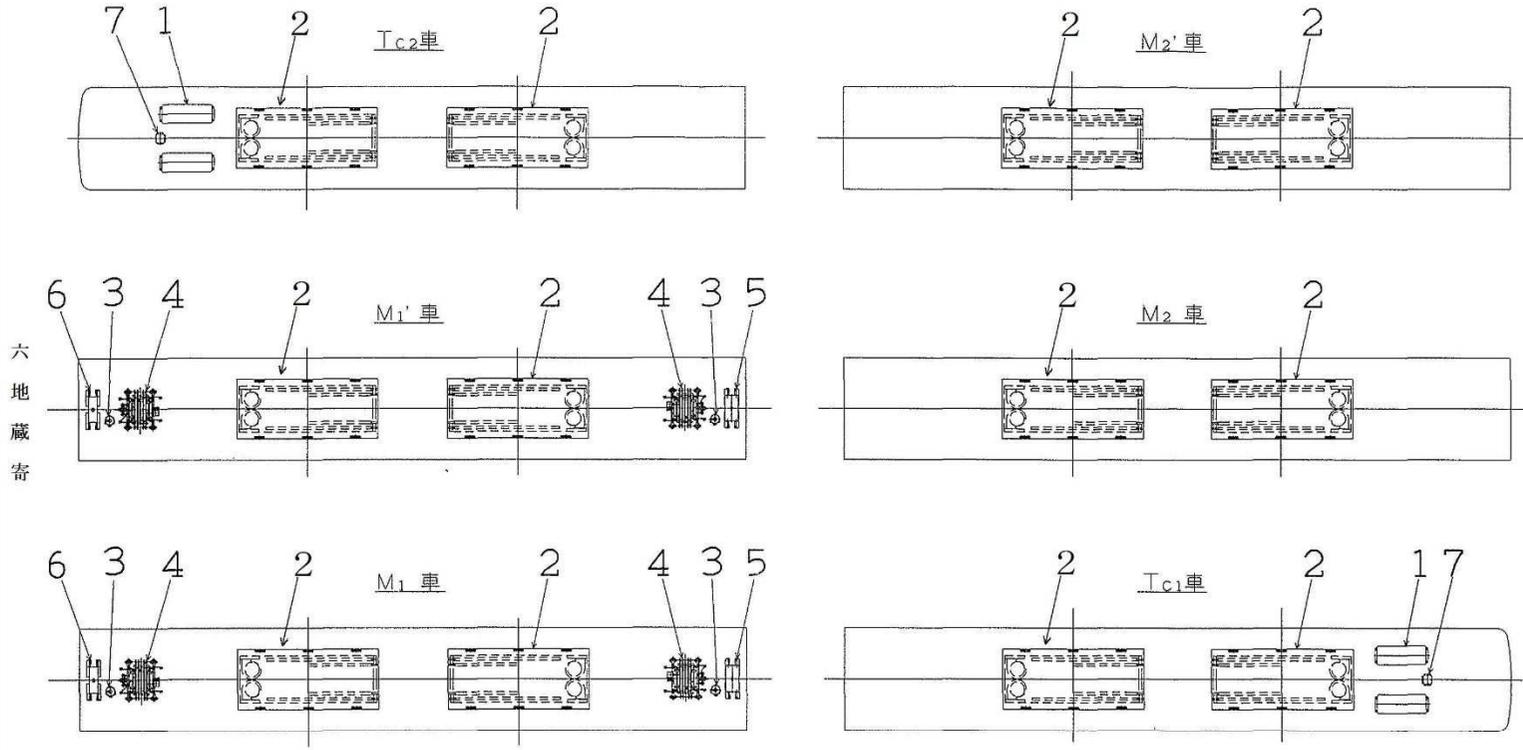
冷房装置点検整備

付表 1

整備内容 (全車対象)

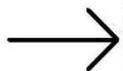
No	機器名	部品名等	対象車両	整備内容	備考
1	ユニットクーラー	枠組み カバー	全車	冷却器室、ホース、露受皿、排水路等排水系統の清掃、点検 室内カバーの清掃、点検 室外カバーの取外し、取付け、清掃、点検	ユニットクーラー 2台/両 ユニットクーラー1台あたり
2		室外熱交換器 室内熱交換器 室外送風機 室内送風機	全車	各機器の清掃、点検 ※運転時の空気の流れと逆方向に圧縮空気を吹付けて行う。特に汚れがひどいものは、中性洗剤を溶かした温水を使用し、柔らかいブラシで軽くこすって洗う。また、フィンフィンブラシ等を使って車内側からも清掃を行うこと。	・ 冷却器室 1室 ・ 室内カバー 1台 ・ 室外カバー6種類 各1台 ・ 室外熱交換器 2台
3		室内熱交換器	3両	※高圧洗浄を行う。フィンが曲がらないようにすること。洗浄の影響を受けないよう室内送風機及びコネクタ等を養生すること。塵埃が排水管に入らないようにすること。車内に水が滴下しないようにすること。対象車両は別途指示する。	・ 室内熱交換器 1台 ・ 室外送風機 1台 ・ 室内送風機 2台
4		室内用ロールフィルタ	全車	機器及びフィルタの取外し、取付け、清掃、点検 ※フィルタの清掃は全長にわたり両面を掃除機等で行うこと。特に、汚れのひどいものは、中性洗剤を溶かした温水を使用し、柔らかいブラシで軽くこすって洗う。また、フィルタは十分に延ばしながら巻取り、取付方向に注意すること。	・ 室内用ロールフィルタ 1台 ・ 分電箱 1台
5		分電箱	全車	清掃、点検	
6	空調主回路箱 空調制御箱	同左	全車	各機器の清掃、点検 ※空調主回路箱外側の清掃を除く。	各1台/両
7	車両	車体	全車	車内清掃、総合動作確認 ※ラインデリア整風板の水拭きを含む。	6両/編成

付図 1



六地蔵寄

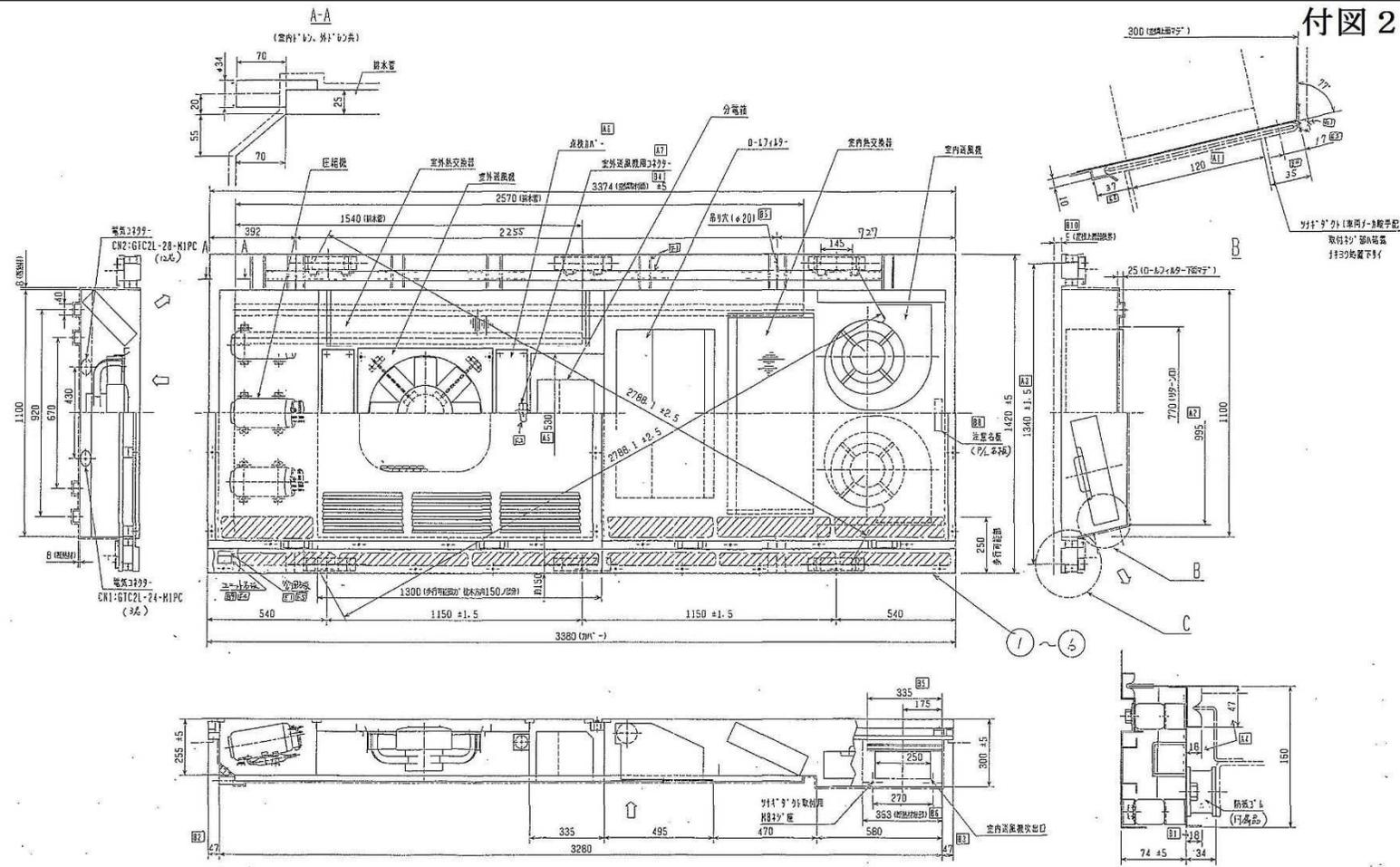
太秦天神川寄



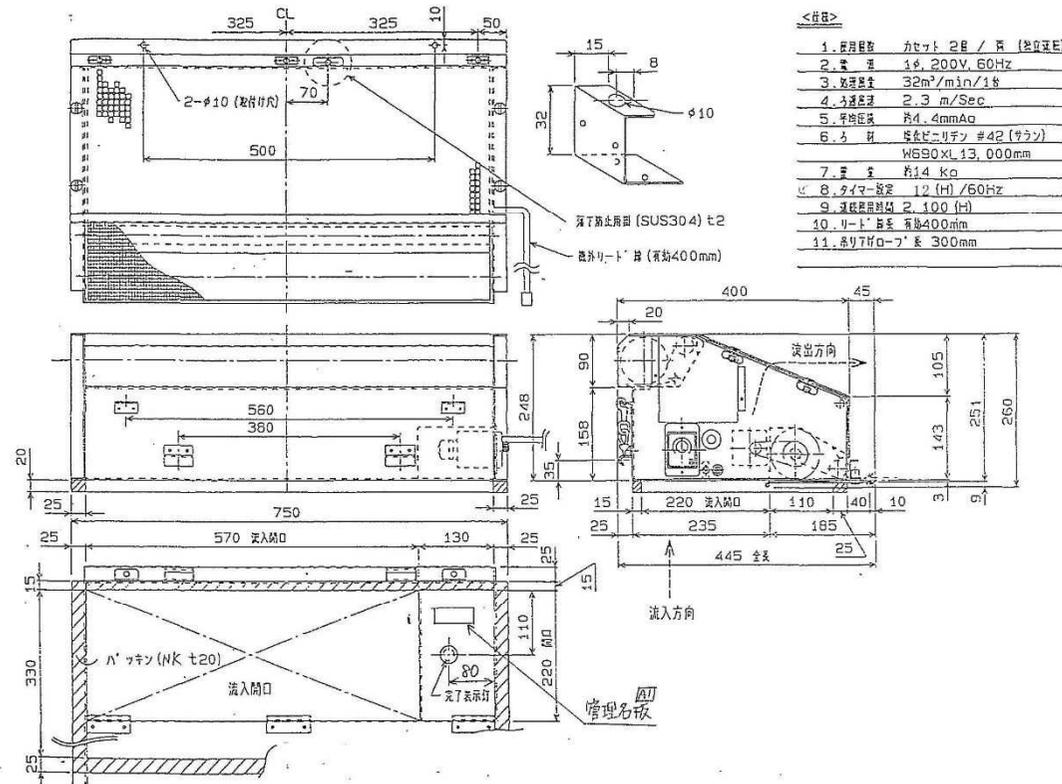
照号	名称	1両分所置数					
		Tc1	M1	M2	M1'	M2'	Tc2
1	誘導線継ぎ受信アンテナ	2	-	-	-	-	2
2	ユニットクーラー	2	2	2	2	2	2
3	避雷器	-	2	-	2	-	-
4	パンタグラフ	-	2	-	2	-	-
5	主ヒューズ	-	1	-	1	-	-
6	母線ヒューズ	-	1	-	1	-	-
7	屋上転落箱	1	-	-	-	-	1

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課
 名称 屋根上主要機器配置図

付図 2



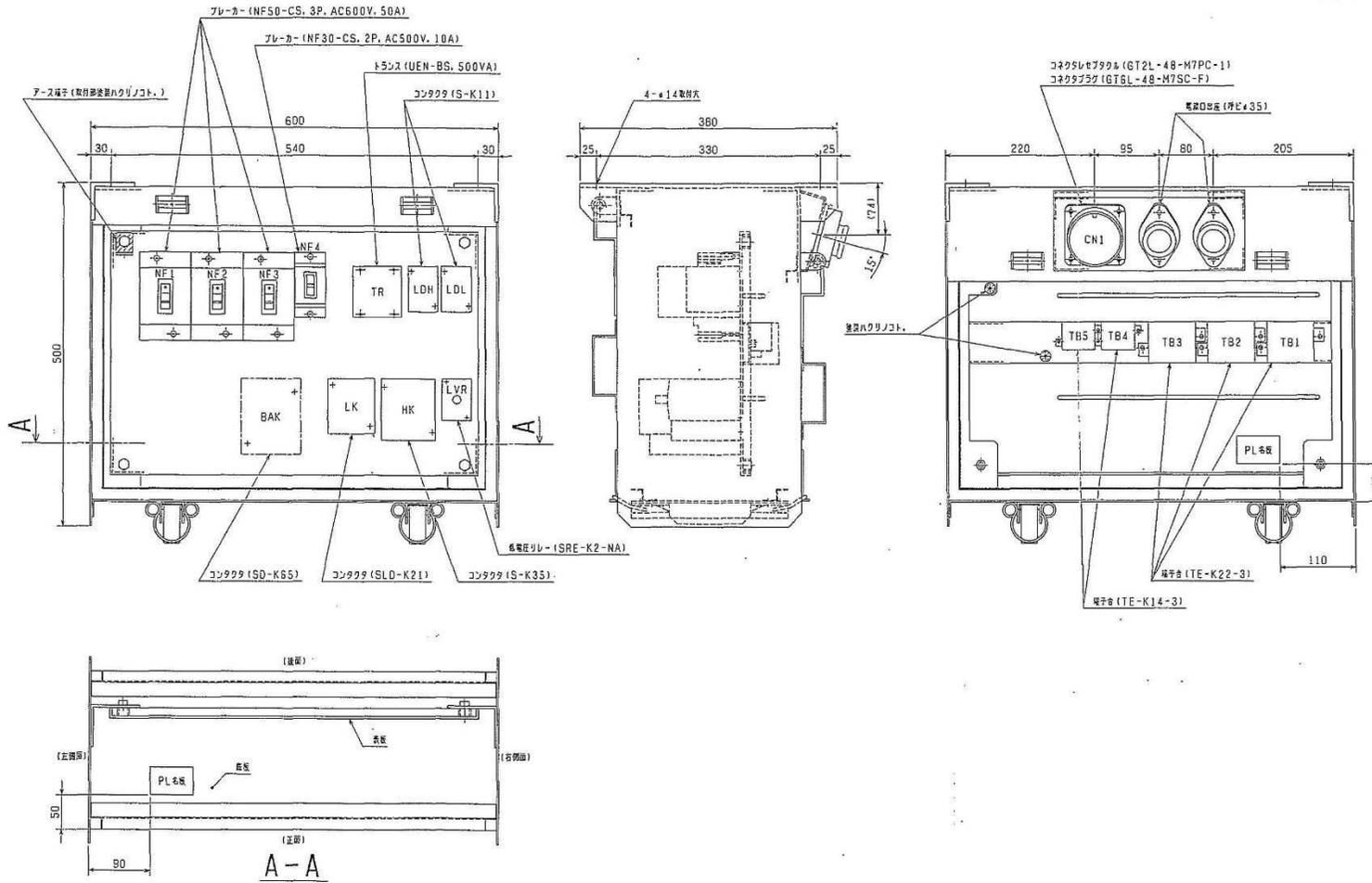
京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
名称	ユニットクーラー外形図



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

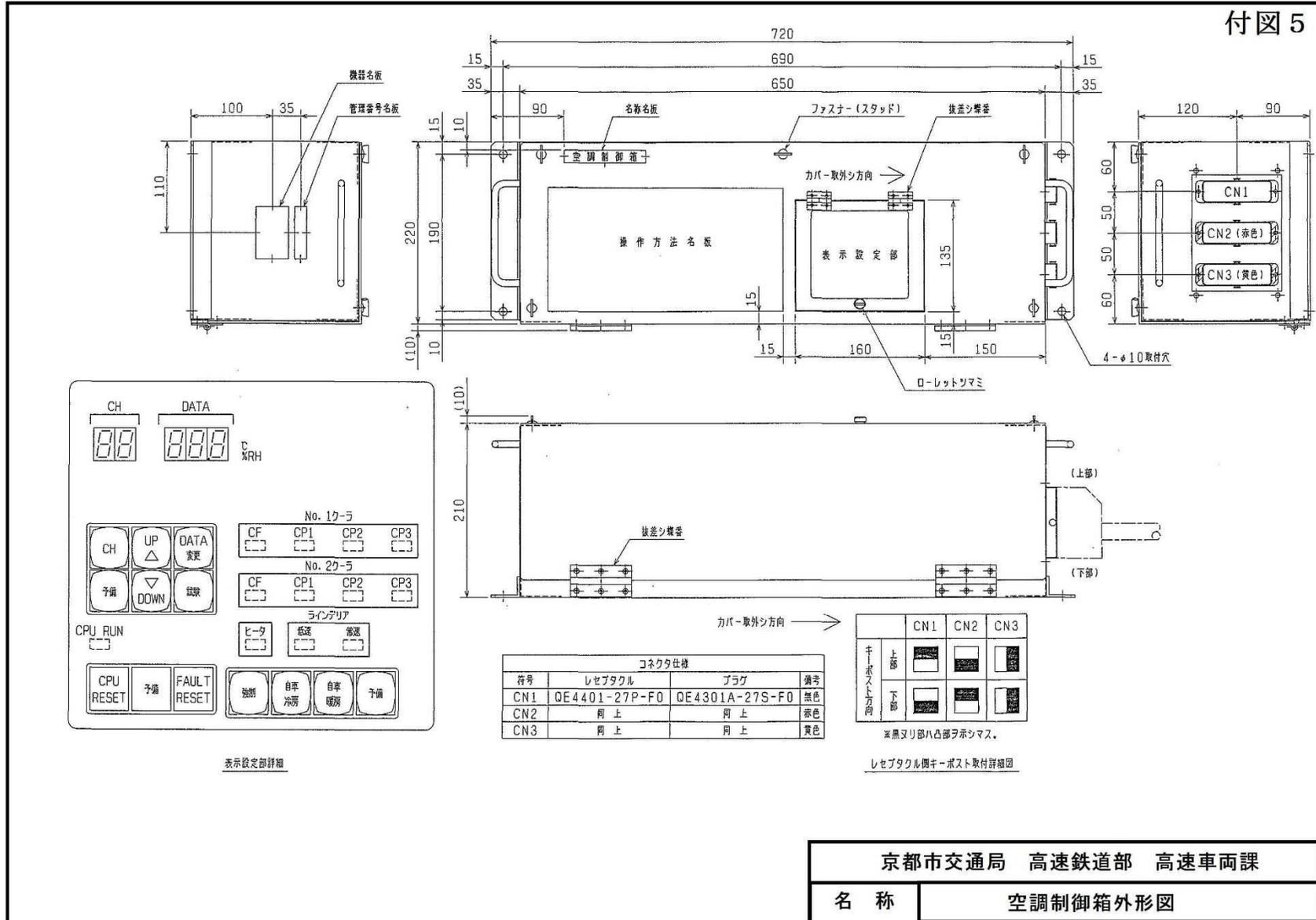
名称 | ロールフィルタ巻取装置外形図

付図 4



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
名 称	空調主回路箱外形図

付図 5



第3章 ラインデリア点検整備細部仕様

(業務範囲及び内容)

第29条 業務範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備数量

整備数量は、4編成(24両)とする。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 整備日程

整備日程は発注者の指示に従うこと。ただし、車両故障等により日程を変更する場合がある。

(3) 整備内容

整備内容は付表2のとおりとする。整備した結果については、検査成績書に記載すること。

(4) 整備対象

主な整備対象は、付図(6～7)に示すラインデリアとする。ただし、点検の結果、これ以外に整備が必要な場合は別途協議するものとする。

(5) その他

気吹集塵装置の操作及び本業務により発生した塵埃の処理を行うこと。また、整備作業に先立ち、設備・機器の準備を行い、作業後はこれらの点検手入れ及び後片付けを行うこと。

(作業計画及び作業報告)

第30条 受注者は、発注者と打合せを行った上で業務工程表を発注者に3部提出すること。

2 受注者は業務完了後速やかに検査成績書を2部提出すること。

3 受注者は、本業務を実施する代表1編成分について、作業風景写真を含む施工記録を作成することとし、該当業務の実施後速やかにこれを発注者に2部提出すること。

(検査)

第31条 受注者は、本業務の完了に先立ち、次の試験、検査を行うこと。

(1) 外観検査(各部の点検及び清掃状況の確認)

ア 整風板

イ ラインデリア本体

ウ 車体側ラインデリア収納部

(2) 動作確認試験

ア モニタ装置によるラインデリア動作の確認

イ ラインデリアの吹出及び異音の有無確認

(3) 汚損検査

車内及び車外の作業による汚れ及び損傷の確認

(保証期間)

第 32 条 本業務の保証期間は、検査合格後 1 年とし、この期間に本業務に起因する不具合は受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りでない。

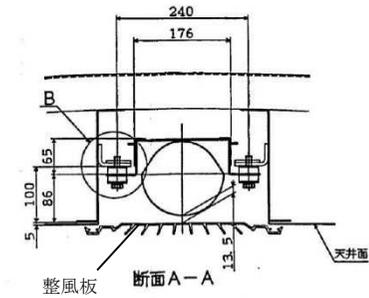
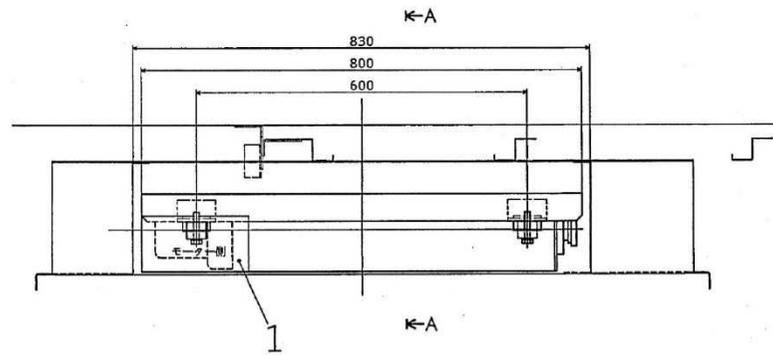
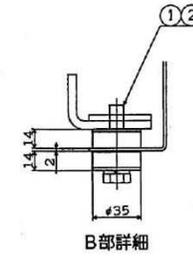
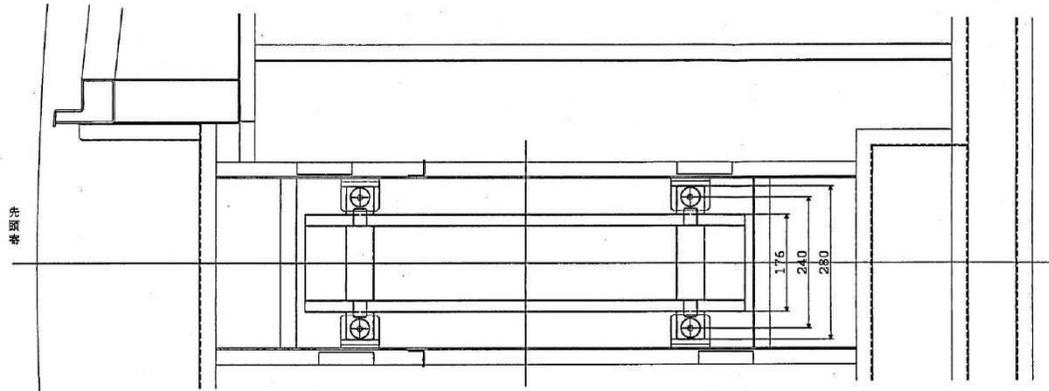
(特 記)

第 33 条 ラインデリア取付ボルトの締付けは、トルク管理を十分に行い、締付トルクの管理値は、26.48(N・m)とする。

整備内容 (全車対象)

No	機器名	部品名等	整備内容	備考
1	ラインデリア	整風板	車体から整風板の取外し、取付け、清掃、点検	ラインデリアの数量 …… 20台／編成 (客室) ・ 3台×6両 (乗務員室) ・ 1台×2両
2		ラインデリア本体	車体からラインデリア本体の取外し、取付け、点検整備 ※羽根、モータ駆動部及びベアリング部等のホコリが付着しやすく固 渋しやすい箇所を重点的に圧縮空気を吹付ける等を行う。	
3		車体側ラインデリア収納部	ラインデリア本体を取外した状態にて清掃 ※側面及び上面を掃除機やウェスでの拭き取り等により行う。	
4	車体	車体	車内清掃、総合動作確認	6両／編成

A	照号	名称	図面番号	材料	数量	計	記事
1	1	ラインデリア		組立品			部品番号 L0-SUBRA-R02
4	①	六角ボルト中2級 M10×50	JIS B 1180	SUS304			φ=50
4	②	ワッシャー2号 φ10	JIS B 1251	SUS304 -CSP			



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

名称 ラインデリア取付 (乗務員室)

東西線高速車両空調装置点検整備業務委託計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(円)

点検整備内容	予定回数	設計単価	設計金額
冷房装置点検整備	17編成		
ラインデリア点検整備	4編成		
本 体 価 格			
消費税及び地方消費税相当額			
合 計			

東西線高速車両空調装置点検整備業務委託 設計書

	項目・種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	備考	
I	直接業務費							
	(1) 冷房装置点検整備							
	材料費		式	1				
	労務費		式	1				
		合 計						
	(2) ラインデリア点検整備							
	材料費		式	1				
	労務費		式	1				
	合 計							
II	現場管理費							
		冷房装置点検整備						
		ラインデリア点検整備						
III	一般管理費							
		冷房装置点検整備						
		ラインデリア点検整備						
IV	設計単価							
	I + II + III	冷房装置点検整備						
		ラインデリア点検整備						
設 計 金 額 (税別)								
冷房装置点検整備								
ラインデリア点検整備								